

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

### 事業名 自立相談支援事業従事者訓練等事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 生活支援係 電話番号：058-272-1111 (内 2648)

E-mail：[c11219@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11219@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 4,237 千円 (前年度予算額：4,804 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,804	2,175	0	0	0	0	0	0	2,629
要求額	4,237	1,892	0	0	0	0	0	0	2,345
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)に基づき、福祉事務所を設置する県及び市が生活困窮者に対して自立相談支援事業などを実施している。当該事業の担い手を養成するため、国が養成研修を実施するとともに、国の養成研修に参加できなかった相談支援員等に対して広域行政を担う県が県内全体の相談支援の水準向上のために訓練を実施している。

令和2年度より、国の養成研修の一部が都道府県に移管されたため、従来の県主催研修に加え、国の養成研修も県にて企画、実施している。

### (2) 事業内容

#### 【自立相談支援事業従事者訓練費】

○相談員は、いかに困難事例への対応ができるかを問われるため、より多くの事例の蓄積が必要である。そのため、各市及び県委託の相談支援員等事業従事者を対象に、具体的事例を使用した相談支援の訓練・研究を行い、県内全体の相談支援の水準向上を目指すとともに、国の相談支援員等養成研修に参加できなかった相談支援員等の知識の補強も図る。

○国の養成研修のうち、移管されたのは研修の後期日程にあたる事例検討等である（前期日程にあたる座学等は引き続き国が実施するため、定員が直ちに増加する見込はない）。

**【就労訓練事業認定等事務費】**

○相談支援員が自立相談支援事業の中で相談者にあっせんするための就労訓練事業の認定を行い、当該認定事業者が適正に事業実施をしているか検査する。

**（３）県負担・補助率の考え方**

県内全体の相談支援の水準向上を図るために従事者の訓練を行うことは、広域行政を担う県が主体となって実施すべきものであり、県負担が妥当。

また、就労訓練事業の認定事務は県の事務とされている。（法第16条②）

自立相談支援事業従事者訓練費は、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業の実施に要する費用は国庫補助1／2（法第15条②二）。移管される国の養成研修の実施に係る費用についても補助率は同様。

**（４）類似事業の有無**

なし。

**３ 事業費の積算内訳**

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	3,784	自立相談支援事業従事者訓練業務委託（国庫補助1/2）
その他	453	県事務費
合計	4,237	

**決定額の考え方**

**４ 参考事項**

**（１）国・他県の状況**

都道府県研修は従前より他都道府県でも実施。移管される国の養成研修の実施は都道府県に義務付けられているため、全都道府県が実施する必要がある。

**（２）後年度の財政負担**

国の養成研修のうち移管される部分は、当面継続して実施の必要がある。

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
- ・県内の生活困窮者自立支援事業に従事する支援員を対象として、事例検討を中心とした訓練を実施し、支援スキルを向上させることで、国の研修内容が全ての支援員に行き渡るまでの間、支援員の知識・能力を補強する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
研修参加者（支援員） の実人数 ※累計	0 (H26)	153 人 (H29)	223 人 (H30)	247 人 (R1)	250 人 (R4)	98.8%

### ○指標を設定することができない場合の理由

### （前年度の取組）

#### ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

令和元年9～12月にかけて、県内で自立相談支援事業に従事する支援員を対象とした養成研修（計4日間）を実施し、事例検討を交えながら、事業の重要性や支援の方法等について、講義を行っている。

研修には述べ247名の参加者があった。

また、国研修については、相談員の職種別に5種類の研修が実施され、当県からは計21名の参加者があった。

※県主催研修は、令和2年度は8月末から順次実施。

### （前年度の成果）

#### ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

多くの支援員の参加を得ることができ、県内の支援員が活動を開始するにあたって必要な知識や心構えを身に着けるための支援ができた。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い      △：必要性が低い	
(評価) ○	国主催研修の一部移管部分はもちろん、県主催研修についても、依然国の養成研修に参加できるのは一部の支援員にとどまる中、単独の自治体だけでは未だ経験した事例の数が少なく、支援ノウハウが不足していると考えられる。そうした中、県内全体の支援員同士で情報交換しながらスキルアップの研修機会を確保することが必要であり、その性質上、県が主導して行う必要がある。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	県主催研修の参加者は毎年増加しており、生活困窮者支援に必要な基本的な知識・スキルを得る貴重な機会を提供できていると考えられる。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている      △：向上の余地がある	
(評価) ○	令和3年度も引き続き、費用の節減を図るとともに、よりニーズに合った研修とするため、受講対象である支援員が主体となって研修の内容を検討する仕組みとするよう検討している。

### (今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 法に基づく生活困窮者自立支援事業は開始されて日が浅く、開始以後数年は支援員にとって必要な研修内容が変化していくと考えられる。そのため、適切な内容の研修とできるよう、ニーズ把握の仕組みを確立する必要がある。
---

### (次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 法に基づく生活困窮者自立支援事業の有効性を高めるためには、現場で支援にあたる従事者の支援スキルの向上が最重要であり、国主催研修の一部移管部分について従前の国主催研修に劣らない質の研修を提供するとともに、十分ノウハウが蓄積されるまでは、本事業により県全体の研修も並行して実施していく必要がある。 平成28年度より受講者が増加しており、今後も研修内容がいきわたるよう、支援員の積極的な参加を働きかける必要がある。
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

特になし